

# 国立大学法人 富山医科薬科大学 知的財産ポリシー

## 1. 目 的

国立大学法人富山医科薬科大学（以下「本学」という。）は、建学精神を旨として、産学官連携を一層進展させることを目指す。この実現を図るために、本学における知的財産の創出とその活用を効果的に図ることが重要である。よって、本学の知的財産の効果的な創出、保護、管理及び活用についての方針を定める。

## 2. ポリシーの対象

### (1) 対象者

- ① 役員及び職員（寄附講座、寄附研究部門の職員を含む。）
- ② 本学との間で研究等の成果である発明について、何らかの契約を交わしている学生、研究員（協力研究員を含む。）、外国人客員研究員及び臨時職員（契約職員、パートタイム勤務職員、再雇用職員、外国人教師、医員、医員（研修医）及び臨床研修医）
- ③ 以下、これら本ポリシー対象者を総称して「職員等」という

### (2) 知的財産

「知的財産」とは、職員等の研究活動などから生み出された知的創造物のうち、財産としての価値があるものをいう。

## 3. 知的財産の権利化

- (1) 本学における研究等の成果を知的財産権として権利化することは、本学及び職員等にとって、次のような効果をもたらす。

- ① 社会における活用・実現に寄与する。
- ② 実施料の還元等をもたらす、研究資金の確保にも資する。
- ③ 本学の成果が社会的に明示され、産学官連携の強化に資する。
- ④ 成果の実施により新たな研究課題等の把握に資する。

- (2) 本学は、上記(1)を踏まえ、知的財産のうち一定の要件及び手続きのもとで権利として保護されるものについては、当該権利の取得を行うか否かについて遅滞なく決定し、積極的に権利化を図ることとし、職員等はこの権利化に協力するものとする。

## 4. 特許等を受ける権利の帰属

- (1) 本学における知的財産の創出、保護、管理、活用を体系的・戦略的・一元的に行うため、職員等による職務発明等に係る特許等を受ける権利は、原則として本学が承継する。

※ 職務発明等とは、職員等が本学の費用その他の支援に基づき又は本学が

管理する施設設備を利用して行い、創作し又は育成した発明、考案、意匠、商標権及び著作権法若しくは種苗法に規定する品種、をいう。

- (2) 本学は、特許等を受ける権利を承継しないことが適当と認める場合には、当該権利を当該職員等に帰属させることができる。
- (3) 民間企業等との共同研究、受託研究、政府からの研究資金に基づく発明等についての本学の持分は、共同研究・受託研究等に規定されるところによるものとする。
- (4) 本学は、職務発明等に係る権利の承継に当たり、当該発明が職員等の研究活動等によって生み出されたことに十分配慮し、相当の登録補償金を当該職員に支払うものとする。
- (5) 本学は、職務発明等に基づく知的財産権の実施又は処分により収益を得たときは、当該知的財産権に係る発明をした職員等に対して、別に定める実施補償金を支払うものとする。
- (6) 本学は、知的財産権の権利化及びその活用への貢献を職員等の評価に反映させるよう努力するものとする。
- (7) 職員等は、職務発明等に該当すると思われる発明等を行ったときは、速やかに学長に届けるとともに、本学が職務発明等に係る権利を承継した場合には、出願その他の権利の取得及び維持に係る手続きに協力するものとする。

## 5. 知的財産の活用

- (1) 本学は、産学官の長期的なパートナーシップを確立し、本学における持続的な研究の発展、知的財産の創出、社会におけるイノベーションの実現を図ることを目的とし、かつ、長期的な視点に立った戦略的に研究活動を推進するための情報と資金を得ることに配慮し、知的財産の活用を行うものとする。
- (2) 本学は、上記(1)を踏まえ、その保有する知的財産につき、保護・実施許諾、ベンチャー起業、共同研究、受託研究、コンソーシアム等の形成、他の知的財産との組み合わせ、技術指導の実施等多様な選択肢の中から最適と認められる方法により、活用を図るものとする。

## 6. 産学官連携推進会議及び知的財産本部

- (1) 本学に、本ポリシーに基づき知的財産に関する業務を遂行するための組織として、産学官連携推進会議及び知的財産本部を置く。
- (2) 産学官連携推進会議及び知的財産本部の組織、任務及び構成は別に定める。

平成16年 2 月26日  
評 議 会 承 認